いざというときのために｜保存版

親が亡くなったとき、最初にすること 7項目チェックリスト

いざというとき、頭が真っ白になるのは当たり前です。亡くなった直後から葬儀の準備までに確認したい7項目をまとめました。上から1つずつ□に✓を入れていけば大丈夫です。

□ 1 お医者さんに、亡くなったことを確かめてもらう

- **病院・施設**では、医師が確認し、通常は**「死亡診断書」**が出されます。

> **自宅で亡くなった場合は、状況で連絡先が変わります**
>
> **A. 呼吸や反応がなく、助かる可能性がある／判断できない → 119番**。通信指令員の指示に従ってください。
>
> **B. 在宅療養中で、かかりつけ医・訪問看護と連絡体制がある → まず担当の医師・訪問看護に連絡**し、指示に従ってください。救命が必要な緊急時は119番へ。
>
> **C. 事件・事故などが疑われる → 110番**。現場や周りの物をむやみに動かさず、警察の指示に従ってください。
>
> ※どれに当たるか迷うときは、119番に状況を伝えて指示を受けてください。状況により、医師の確認後に「死亡診断書」または「死体検案書」が出されます。

□ 2 近い家族に連絡する

- まずは配偶者・子ども・きょうだいなど**近い家族から**。
- 「いつ・どこで亡くなったか」を伝えれば十分です。
- 親戚や知人へは、葬儀の日程が決まってからでも間に合います。

□ 3 葬儀社に連絡して、お迎えをお願いする

- 病院や施設では、**早めの移動**をお願いされることが多いです。
- 故人をどこでお休みいただくか（自宅・葬儀社の安置室）を決めます。
- **葬儀の内容はあとで大丈夫**。お迎えだけ先に頼めます。

□ 4 死亡診断書を受け取り、コピーをとっておく

- 役所に出す「死亡届」と1枚の用紙になっている大切な書類です。
- 保険・年金・銀行の手続きでも使うので、**提出する前にコピーを5枚ほど**。

□ 5 お寺（先祖代々のお寺）があるか確かめて、連絡する

- お付き合いのあるお寺があれば、**葬儀の日程を決める前に**連絡します。
- 分からなければ親戚に確認を。お寺がなくても葬儀社に相談できます。

□ 6 葬儀の「形」と「日程」を決める

- 形の例：**家族葬**（家族・親しい人だけ）／**一日葬**（お通夜なし）／**火葬式**（式をせず火葬のみ）
- 日程は火葬場の空きとお寺の都合で決まります。（火葬は法律上、原則として亡くなって24時間後から）
- 役所への**「死亡届」は、亡くなったことを知った日から7日以内**。多くの場合、葬儀社が代わりに提出します。

□ 7 お金と大切な書類を確かめる

- 葬儀費用を**いつ・どうやって払うか**、葬儀社に確認します。
- 亡くなった方の口座は、銀行が亡くなったことを知ると**使えなくなる**ことがあります。自己判断で引き出さず、**葬儀費用などは一定額まで払い戻せる制度**を銀行に相談しましょう。
- 封のある遺言書は**開けずに保管**。自筆の遺言書は家庭裁判所の「検認」が必要です（公正証書遺言と、法務局に預けた自筆の遺言書は原則不要）。

□ 保険証（マイナ保険証等）
□ 年金証書・基礎年金番号
□ 生命保険の証券
□ 印鑑・通帳・介護保険証

ご葬儀・ご相談は

多摩中央葬祭株式会社｜森の風ホール

0120-136-841

24時間365日・通話無料

ご危篤・ご逝去の際は、深夜・早朝もお電話ください。

LINEで無料相談
「相談したい」と送信

対応エリア：東京都 立川市・府中市・国立市・昭島市を中心に多摩地域
家族葬ホール：森の風ホール 立川・府中・国立・昭島　**Web**：osogi.jp

元気なうちの「事前相談」が、いちばんの備えです

費用の目安・式場見学など、無料でご相談いただけます。「まだ先のこと」という方こそお気軽に。

※一般的な流れです。地域や状況で異なります。相続・預金の詳細は金融機関や専門家にご確認ください。